

27. 71

国際商標登録出願において「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」の記載がある場合の取扱い

1. 基本的な考え方

(1) 出願の種類の特定

国際商標登録出願において、collective mark（団体商標）、certification mark（証明商標）又は guarantee mark（保証商標）のいずれかの商標に該当する場合には、「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」の一括表示がなされ、指定国に通報される。

このため、指定国では、この表示があった場合、上記のいずれの商標について保護を求めているのかが特定できず、出願人から提出された意見書・証明書等によりその種類を確認する必要がある。

(2) 我が国の制度との関係

① 我が国商標法では、団体商標及び地域団体商標が国際登録の「Collective mark」に該当する。

② 我が国商標法では、「商標」の定義に「証明」を規定していることから、団体商標、地域団体商標又は通常の商標のいずれにも「証明」が含まれ、それぞれ国際登録の「certification mark」に該当する。

*certification mark は、それぞれの種類の登録要件に従って登録の可否が判断される。

③ 我が国商標法では、「guarantee mark（保証商標）」についての規定を有していない。

2. 具体的な取扱い

(1) 国際商標登録出願に係る商標の構成が地域団体商標の保護の対象となる場合（商標法第7条の2第1項各号の要件を具備する場合）で、かつ、商標法第7条第3項に規定する証明書（商標法第7条第1項の法人であることを証する書面）並びに商標法第7条の2第4項に規定する証明書及び必要な書面の提出がない場合

地域団体商標、団体商標及び「guarantee mark（保証商標）」のいずれかにより保護を求めているのか不明であることから、次のように拒絶理由を通知する。

① 地域団体商標として保護を求めることについては、商標法第7条の2

第1項の要件を満たさない旨の拒絶の理由を通知する。なお、その際、商標法第7条の2第4項により提出を義務づけられた証明書及び書面がないこと以外の商標法第7条の2第1項の登録要件を具備していないときは、それぞれの要件についても通知する。

- ② 団体商標として保護を求めることについては、第3条第1項柱書の拒絶理由を通知する。また、商標の構成が第3条第1項第3号等に該当することから、当該該当理由も通知する。
- ③ 「**guarantee mark** (保証商標)」として保護を求めることについては、第3条第1項柱書の拒絶理由を通知する。

- (2) 国際商標登録出願に係る商標の構成が地域団体商標の保護の対象とならない場合（商標法第7条の2第1項の要件を具備しない場合）で、かつ、商標法第7条第3項に規定する証明書（商標法第7条第1項の法人であることを証する書面）の提出がない場合

団体商標又は「**guarantee mark** (保証商標)」のいずれかにより保護を求めているのか不明であることから、第3条第1項柱書の拒絶理由を通知する。

- (3) なお、団体商標又は地域団体商標による保護に必要な証明書が提出され、団体商標又は地域団体商標のいずれかにより保護を求めていることが明らかでない場合は、当該商標として取り扱う。

一方、証明書が提出されないか又は不備の場合には、以下の①から⑤までのように取り扱うものとする。

- ① 第7条の2第4項に規定する主体要件についての証明書のみ提出された場合には、地域団体商標としての保護を求めているものとして取り扱うものとする。

また、第7条の2第4項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類のみ提出された場合には、地域団体商標としての保護を求めているものとして取り扱うものとする。

- ② 第7条第3項に規定する主体要件についての証明書のみ提出された場合には、団体商標としての保護を求めているものとして取り扱うものとする。
- ③ 意見書（上申書）において、明示的に団体商標又は地域団体商標いずれかが選択されている場合には、上記①、②に関わらず、その意思表示により保護を求めたものと判断する。
- ④ 意見書（上申書）において、明示的に「**certification mark** (証明商標)」による保護を求めているが、地域団体商標（商標の構成態様が商標法第

7条の2第1項各号の要件を具備する場合に限る。)、団体商標又は通常の商標のいずれの保護を求めているか不明の場合には、いずれの保護を求めるのか出願人の意思表示を求めるとともに、地域団体商標又は団体商標としての保護を求める場合にはそれぞれ必要な証明書等の提出も求めるものとする。

- ⑤ 一定期間猶予（意見書等で提出準備中の言及がある場合）しても証明書等が完備しない場合には、再度の拒絶理由を通知せずに、拒絶の査定をするものとする。

なお、意見書（上申書）において意思表示した保護と提出している証明書等が合致しない場合にも、一定期間内にこれらが適切な状態にならなければ、拒絶の査定をするものとする。

- ⑥ 何らの応答もない場合は、いずれの保護を求めているか不明のまま、第3条第1項柱書、第3条第1項第3号（又は第6号）及び第7条の2第1項違背（他の拒絶理由があれば、当該他の拒絶理由も含めて）として拒絶の査定をするものとする。

（4）前記（1）及び（2）の場合であって、上記以外の拒絶の理由がある場合は、当該拒絶理由も同時に通知する。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示）」の審査基準](#)
- [「第3条第2項（使用による識別性）」の審査基準](#)
- [「第7条（団体商標）」の審査基準](#)
- [「第7条の2（地域団体商標）」の審査基準](#)